

第9章 計画の取扱い

1 データヘルス計画の見直し

適正な進捗管理を行い、定量的評価と定性的評価を毎年実施し進捗状況を明らかにするとともに、特に数値目標を達成できていない事業・プログラムについては改善を図ります。また、令和8年度には中間評価、令和11年度には最終評価を行い、「湯ったりゆがわら健幸プラン（湯河原町健康増進計画・食育推進計画）」や「特定健康診査等実施計画」、「介護保険事業計画」との整合性を図り、より効果的な事業・プログラムとなるよう見直しを行います。

その他に、KDBから得られる健診・医療・介護のデータ等を活用し、分析を進めるとともに、必要に応じて国民健康保険団体連合会に設置する保健事業支援・評価委員会の指導・助言を受けるものとします。

2 計画の公表・周知

策定した計画は、ホームページに掲載します。

3 事業運営上の留意事項

本町では、国民健康保険部門に保健師等の専門職が配置されておらず、平成20年度の特定健康診査・特定保健指導の事業開始時から、健康づくり部門の保健師・栄養士と連携して保健事業を推進してきました。今後も引き続き、データヘルス計画の実践と事業評価を通じて、連携を強化するとともに、介護部門等の関係職員とも共通認識をもって、課題解決に取り組んでいきます。

4 個人情報の保護

個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正な取り扱いを行います。

5 その他

データ分析に基づき本町の特性を踏まえた計画にするため、関係機関と連携を図ります。また、事業推進に向けて国民健康保険運営協議会等の意見を聴く場を設けます。